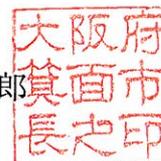


箕面市告示第116号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の5第1項の規定により、箕面市が発注する高規格救急自動車購入に係る一般競争入札(以下「入札」という。)及び入札の手続等について次のとおり定めたので、同条第2項並びに令第167条の6第1項の規定により公告します。

平成29年5月11日

箕面市長 倉田哲郎



1 入札に付する事項

(1) 件名

高規格救急自動車購入

(2) 納入場所

大阪府箕面市箕面五丁目11番19号 箕面市消防本部(署)

(3) 納入期限

平成30年2月28日

(4) 数量及び単位

1台

(5) 物品概要

救急車は高規格救急自動車として必要な構造及び装備を有するほか本仕様を充足した車両であること。添付している仕様書のとおり。

2 入札参加資格

本件入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、次に掲げる要件のすべてを満たし、入札参加資格の確認において、その資格があると認められたものとする。

要件の確認は、入札日を基準として行う。ただし、入札日から落札決定の日までに条件を満たさなくなった者は、入札参加資格がないものとする。

(1) 令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後三年を経過しない者(当該事実と同一の事由により箕面市競争入札参加者指名停止要綱(平成8年箕面市訓令第2号。以下「指名停止要綱」という。)に基づく指名停止を受けている者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他使用人もしくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 引き続き二年以上その営業を行っていること。

(4) 法人税、所得税、事業税、市民税及び消費税を納付していること。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は同条第2項の規定による更生手続開始の申

立てをなされていない者であること。ただし、同法第199条又は第200条の規定により更生計画が認可された者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、更生手続開始又は更生手続開始の決定後、新たに本市競争入札参加資格審査の申請を行い、資格要件を有すると認められた者は除く。

(7) 本入札の公告日から入札日までの間において、指名停止要綱に基づく指名停止又は箕面市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。

(8) 公告日を基準として過去5年以内に国、地方公共団体又はそれに準ずる機関（公社、公団、事業団等）に高規格救急自動車納入完了実績を有すること。

(9) 平成29年4月1日現在で箕面市入札参加資格者名簿に登載されていること。

3 事業協同組合等の入札参加の可否

可。ただし、当該組合の組合員が入札参加を申請した場合は、当該組合の参加はできないものとする。

4 契約条項を示す場所

〒562-0003

箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市総務部契約検査室（箕面市役所別館6階）

電話番号 072-724-6714（直通）

5 本契約に関する事務を担当する部署

4に同じ。

6 質問書に関する事項について

仕様書の内容についての質疑の方法、期間及び場所並びに当該質疑に対する回答の方法及び日時は、次の期間で実施する。

(1) 質疑方法 添付している質問書を消防本部消防企画室宛に電子メールで提出すること

(2) 質疑受付期間 平成29年5月24日まで

(3) 質疑回答方法 質疑回答は市のホームページ内において掲載する

7 競争入札参加資格確認について

入札に参加しようとする者は、以下のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出場所 4の場所に同じ。

(2) 提出方法

持参又は書留郵便（締切日必着）により平成29年5月19日までに

提出すること（日曜、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）。

(3) 提出書類（各1部）

① 2(8)に係る納入実績を証明する書類（例：契約書の写し、発注者が作成した履行証明書又は納入の確認ができる書類など）

② 競争入札参加資格確認申請書（様式第8号）

(4) その他

入札参加資格の確認は、競争入札参加資格確認申請書（様式第8号）の提出日をもって行うものとし、その結果は確認通知書により、申請受理毎に提出者宛電子メールで通知する。なお、提出された書類は、一切返却しない。

8 入札及び開札について

(1) 入札書の提出日時及び提出場所

① 入札書の提出日時

平成29年6月1日午前9時00分から午後5時00分までとする。

② 入札書の提出場所

箕面市役所別館6階総務部契約検査室

(2) 入札書等の提出方法

次の要領で作成し、必ず持参すること。

入札書は、本市所定の入札書により必要事項を記載・押印のうえ、封筒に密封し、封筒の表に事業者名及び件名「高規格救急自動車購入に係る一般競争入札書」と朱書して、1部提出する。

(3) 入札参加者は、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額（消費税相当額を減じた金額）を入札書に記載すること。

(4) その他入札方法等については、関係法令の定めるところによる。

(5) 入札参加者が代理人をして入札する場合は、委任状を提出し、入札書には所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び代理人氏名を記載し、代理人の押印をもって入札すること。

(6) 入札書等の作成に要する費用は、入札者の負担とする。

(7) 入札書の開札日時及び開札場所

① 入札書の開札日時

平成29年6月1日午後5時00分から。

② 入札書の開札場所

箕面市役所別館6階入札室

入札者立ち会いのもと開札を行う。

再度の入札は、初度の入札の開札時から立会を行った者のみで実施するものとし、立会のなかった入札者は再度の入札を辞退したものと見なす。

再度の入札は、1回を限度とする。再度の入札を行う場合、入札書は当日配布するので、その場で記載・押印すること。

(8) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじによって落札者を決定する。

9 予定価格の区分

予定価格は総額で定める。

10 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金の納付 免除

(2) 契約保証金の納付 免除

ただし、落札者は履行保証保険に加入すること
(契約金額の10パーセント以上)

11 契約書作成の要否 要

(1) 契約書は、市の指定する様式とする。

(2) 契約書の作成に要する経費は、落札者の負担とする。

12 入札の無効

以下に掲げる入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格がない者のした入札

(2) 入札者の記名・押印のない入札又は記入事項の判読できない入札

(3) 入札価格を改ざん又は訂正した入札

(4) 記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入札

(5) 指定の日時までに提出又は到達しなかった入札

(6) 本入札において、入札者又はその代理人が二以上の入札をしたときは、その全部の入札

(7) 本入札において、入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その全部の入札

(8) 入札に関する事項を記載せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(9) 委任状の提出のない代理人のした入札

(10) 予定価格を超過した金額を記載した入札

(11) 入札談合に関する情報があった場合において、不正のない旨の誓約書の提出を求めたにもかかわらず、当該誓約書の提出をしない者のした入札

(12) 入札公告又は入札説明書に定める入札方法によらない入札

(13) 申請書等及び入札書等に虚偽の記載をした者による入札

(14) 申請書等の提出を求められたにもかかわらず、当該申請書等を提出しない者又は資格確認のための指示を受けたにもかかわらず、その指示に応じない者のした入札

(15) 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反した入札

13 落札者の決定方法

(1) 予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 開札の結果、予定価格の範囲内に達した入札のないときは、再度の入札を行う。

- (3) 落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加算した額とする。

14 調達手続きの延期又は中止等に関する事項

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

- (1) 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- (2) 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- (3) 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

15 その他

- (1) 消費税等について法改正その他国による制度の変更があった場合、契約金額その他の取扱いについては、法改正その他の制度に基づき、定めるものとする。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本契約は、箕面市議会の議決を要するため「この契約書は仮契約であつて箕面市議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとする。」の条文を契約書に付記する。